

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 大 玉 村

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	94.0%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	103.3%
全職員	86.2%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
部長相当職	—
課長相当職	95.8%
課長補佐相当職	94.5%
係長相当職	101.2%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—
31～35年	92.5%
26～30年	93.2%
21～25年	89.5%
16～20年	—
11～15年	—
6～10年	92.0%
1～5年	100.2%

【説明欄】

- ・扶養手当や住居手当について、世帯主や契約者となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は84%、住居手当の受給者に占める男性の割合は56%である。
- ・また、寒冷地手当について世帯区分により支給金額が異なり、最も金額の高い19,800円/月の受給者に占める男性の割合88%であるが、最も金額の低い8,200円/月の受給者に占める女性の割合は71%となっており、金額に差が生じている。

※ 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。
※ 表中の差異が記載されていないもの（—）は、比較対象とする該当職員の男女いずれかが0名であるため、数値を記載していない。